

## 1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

認定を受けるためには、該当する新規取得設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の策定・認定が必要なため、活用にあたってはスケジュールを確認。

- 既に取得した設備を対象とする計画は認定されませんのでご注意ください。  
(特例はありません)
- 認定経営革新等支援機関の事前確認や区における認定事務に一定以上期間を要する場合があります。余裕を持って計画の策定準備をしてください。

### 1-1 税制措置を受けたい場合

- 適用対象者の要件（資本金1億円以下など）や手続き等を確認して下さい。
- 税制措置を受けるためには、計画申請時に認定経営革新等支援機関の投資計画に関する確認書等が必要です。

### 1-2 金融支援を受けたい場合

- 適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- 金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談いただく必要があります。
- 認定経営革新等支援機関の確認書等が必要です。

## 2. 「先端設備等導入計画」の作成

- ①港区が策定した「導入促進基本計画」の内容に沿っているか確認。
- ②「先端設備等導入計画」の様式を確認し、認定経営革新等支援機関に確認を依頼。
- ③税制措置を受けるためには、新規取得設備に係る投資計画について、認定経営革新等支援機関に確認を依頼。賃上げ方針を計画に位置付ける場合は、従業員に対して賃上げ方針を説明。

## 3. 「先端設備等導入計画」の申請・認定

- ①港区産業振興課（03-6435-4613）に電話し、申請面談を予約。面談時に認定申請書を提出。  
※オンライン又は現地での面談が必須となります。オンライン面談については、面談前に「認定申請書」ほか申請時に必要な書類を送付いただく必要があります。
- ②認定を受けた場合、1週間程度で認定書を郵送で交付します。

## 4. 「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行

- 税制措置・金融支援を受け、生産性向上・賃上げに資する取組を実行。  
※税制措置の適用を受けるためには別途要件を満たす必要があります。